70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者(高齢受給者)の の医療機関等で支払う一部負担金の割合の判定基準について (期間:令和7年8月1日~令和8年7月31日)

世帯内に、70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者(以下、高齢受給者)は何人いますか。 1人 2人以上 世帯内に、今和7年度市町村民税課税標準額が 高齢受給者の令和7年度市町村民税課税標準額 145万円以上 の高齢受給者はいますか。 は 145万円以上 ですか。 はい はい いいえ いいえ 高齢受給者の令和7年度の 2割負担 高齢受給者全員の令和7年 2割負担 基礎控除額を差し引いた後 度の基礎控除額を差し引い の旧ただし書所得は 210万 た後の旧ただし書所得は 円以下ですか。 210万円以下 ですか。 はい いいえ はい いいえ 2割負担 高齢受給者の令和6年中の 高齢受給者全員の令和6年 2割負担 中の収入額の合計は 520万 収入額は 383万円未満 です 円未満 ですか。 いいえ はい はい いいえ 世帯内に、国民健康保険から後期高齢者 3割負担 基準収入額適用申請を 医療制度に移行した方がいますか。 行ってください。(注) はい いいえ 高齢受給者と国民健康保険から後期 申請(又は職権)により 高齢者医療制度に移行した方全員の 判定し、2割負担を適用 令和6年中の収入額の合計は520万 円未満 ですか。 ※ 課税標準額は、「市民税県民税税額決定・納税通知書」 はい いいえ または「特別徴収税額の決定・変更通知書」の課税標準 額の欄に記載されています(分離課税も含みます)。 なお、「市民税県民税税額決定・納税通知書」は、非課 基準収入額適用申請を 3割負担 税世帯には送付されません。 行ってください。(注) ※ 旧ただし書所得は、総所得金額等から国民健康保険料の算定の基礎となる基 礎控除額を差し引いた額です。 ※ 収入や世帯の状況に変更があった場合は、一部負担金の再判定を行います。 申請(又は職権)により判 定し、2割負担を適用 (注) 市で世帯収入が把握でき、基準を満たすことが確認できた場合は、申請 を省略できます。該当の方には2割と判定された保険証が届きますので、差

します。

し替えをお願いいたします。転入者等、市で世帯収入が把握できないときは 申請が必要となるため、「国民健康保険基準収入額適用申請書」を送付いた